

2022年6月1日以前に診断確定された場合の補償内容

2022年6月1日より「感染症罹患共済金制度」の内容が一部変更されました。2022年6月1日以前に対象となる感染症に罹患された場合は、以下の補償内容となります。

会員が業務中・会主催の行事中に「対象となる感染症」に罹患し、通院、入院、死亡又は後遺障害を被った場合に共済金を支払います。

※2022年6月1日以前に新型コロナウイルス感染症に罹患された際の自宅療養期間につきましては、入院扱いとして支払います。

対象となる感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類～5類の感染症、および「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」と、日本臨床衛生検査技師会が給付の対象とする感染症（疥癬、成人T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）

共済金支払額

※規定された共済金額から振込手数料を差し引いた金額をお振込いたします。

補償項目		共済金額
死亡共済金		100万円*1
後遺障害共済金		100万円限度*2
入院共済金	31日以上	10万円
	21～30日	7万円
	11～20日	5万円
	10日以内	2万円
通院共済金	1日以上	1万円

*1 既に同一の感染症罹患に対し、後遺障害共済金を支払っている場合は、支払済の後遺障害共済金額を控除した額を支払います。

*2 後遺障害共済金は、その程度に応じて、後遺障害共済金の7～100%を支払います。

- ・医師により感染症と診断されることにより確定することとします。
- ・同一の感染症については、年間(6月1日～1年間)を通して1回の支払とします。
- ・同時に2種類の感染症に罹患した場合は、重複して共済金を支払いません。
- ・規定された共済金額より振込手数料を差し引いた金額を振込みます。
- ・感染症発症日から1,000日を過ぎた請求に対しては、共済金の支払い対象とはなりません。